

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和七年十月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県下水道局下水道事業課

電話 ○四八―八三〇―五四五八

ロ 当該都市計画区域に係る町役場の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		毛呂山・ 越生
市町村名		毛呂山町 越生町 鳩山町
都市計画の 種類及び名称		毛呂山・越生 都市計画下水 道
公聴会	期日及び時間	令和七年十月 二十四日午後 二時から
	場 所	毛呂山・越生・ 鳩山公共下水 道組合第一会 議室
公 述 申 出 書	提出期間	令和七年十月 三日から同月 十七日午後五 時十五分まで
	提 出 先	埼玉県下水道 局下水道事業 課、毛呂山町 まちづくり整 備課、越生町 まちづくり整 備課、鳩山町 まちづくり推 進課、毛呂山・ 越生・鳩山公 共下水道組合
都市計画の構想	閲覧期間	令和七年十月 三日から同月 十七日午後五 時十五分まで （日曜日、土 曜日及び祝日 を除く。）
	閲覧場所	埼玉県下水道 局下水道事業 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、埼玉県 東松山県土整 備事務所、毛 呂山町まちづ くり整備課、 越生町まちづ くり整備課、 鳩山町まちづ くり推進課、 毛呂山・越生・ 鳩山公共下水 道組合

公 述 申 出 書

令和7年10月3日付け埼玉県報に登載された毛呂山・越生都市計画下水道
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和7年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。